

令和7年6月3日<第245号>

編集・発行 農林水産省東北農政局経営・事業支援部輸出促進課

★トピックス★

《輸出実績・輸出先国の規制に関する情報共有》

- ・【注意喚起】輸出された日本産農林水産物・食品の各国・地域における水際検査結果について（2025年6月）

《商談会・展示会に関する情報共有》

- ・【募集<明日締め切り!!>】「ジェットロ食品輸出商談会」at アグリフード EXPO/ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」について<締切：6月4日（水）23：59>
- ・【募集】「ジェットロ食品輸出商談会 in 東北」について<締切：6月16日（月）>

《セミナー・研修に関する情報共有》

- ・【募集】輸出人材確保・活用に向けた「オンライン人材セミナー」について<締切：6月23日（月）>
- ・【募集】山形県内に事業所を有する企業・団体・個人が対象 台湾食品ビジネスセミナー（日台パートナーシップ強化セミナーin山形）について<締切：6月23日（月）>

《その他輸出に関する情報共有》

- ・【募集】輸出に取り組む優良事業者表彰の募集について<締切：7月31日（木）>
- ・【ご案内】農林水産物・食品の海外模倣品流通・商標冒認出願の無料相談について
- ・【情報共有】ジェットロ輸出プロモーター事業の事例集（農林水産物・食品分野）の公開について

★発信者からの一言★

6月15日は父の日。全国酪農青年女性会議は、「父と牛乳（ちち）」という語呂合わせを用いて「父の日に牛乳（ちち）を贈ろう！キャンペーン」を実施しています。牛乳やチーズに多く含まれるカルシウムには、骨をつくる作用のほか筋肉の収縮や神経を安定させる作用もあります。お父さんの健康を願い、ぜひ牛乳や乳製品を贈ってみてはいかがでしょうか。



【注意喚起】輸出された日本産農林水産物・食品の各国・地域における水際検査結果について

(2025年6月)



農林水産省から、主な輸出先国・地域で最近公表された水際検査結果についてお知らせいたします。

輸出先の水際検査において残留農薬や食品添加物の基準不適合並びに証明書の不備等を理由に通関できない事案が見られます。

《お知らせ》

・農林水産省は、5月28日(水曜日)、北京において、中国海関総署との間で、日本産水産物の輸出再開に必要な技術的要件について協議を行い、合意しました。

令和5年8月のALPS処理水の海洋放出に伴い停止されていた日本産水産物の中国向け輸出に関しては、昨年9月に日中両政府で「日中間の共有された認識」を発表し、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングが実施されるとともに、過去3回にわたり技術協議を実施してきました。

5月28日に北京で開催された4回目の技術協議において、日中双方は、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意に至りました。今後、中国側の必要な手続を経て、輸出再開が見込まれます。

https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/kisei/250530.html

・米国の関税措置の影響を受ける農林漁業者・食品事業者等に対して、輸出向けの生産転換や販路確保等を支援する補助金の優先採択等の措置を検討しています。

詳細については以下リンク先をご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/250408.html>

○中国(日本産食品の違反件数は全221件中13件、2025年3月)

・日本の違反13件全てが上海税関におけるもの。
・違反理由は、飲料の「要求に従った証明書又は合格証明書類の未提出」が10件で最多、次いで飲料の「貨物証明書の不一致」が2件。

《注意》

・中国は原発事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制を措置しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-75.pdf

・中国の輸入食品海外製造企業登録管理システム(国際貿易シングルウィンドウ)に登録されている製造者等の名称、住所等の情報と、産地証明書記載内容が正確に一致していないとして通関が認められない事例が発生しています。

証明書申請の際は、登録された情報と正確に一致していることを十分にご確認ください。

○台湾(日本産食品の違反件数は全38件中12件、2025年4月)

・違反理由は、残留農薬基準超過5件(いちご3件(スピノサド1件、チアクロプリド1件、アクリナトリン及びイソピラザム1件)、かんきつ2件(プロチオホス及びMCPA1件、シアントラニリプロール1件))、重金属基準違反5件(幼児向け菓子中のカドミウム3件、もずく中の無機ヒ素1件、ひじき中の無機ヒ素1件)、汚染物質及び毒素基準違反2件(こめ油1件、ぶどう油1

件、いずれもグリシジル脂肪酸エステル)

《注意》

・本年3月11日、台湾の残留農薬基準に係る規則が改正され、基準値の見直しがされています。改正後の規定については、下記HPをご確認ください。

(見直し(緩和)の例)

かんしょ/グルホシネート 不検出 ⇒ 0.03 ppm

【台湾衛生福利部 HP】

<https://www.fda.gov.tw/tc/newsContent.aspx?cid=4&id=t623447>

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=30964>

・台湾向けいちごについて、衛生福利部食品薬物管理署は、2025年5月31日までの間、日本産いちごの輸入検査において全ロット検査を行う旨発表しています。また、今シーズン、既に残留農薬基準値超過が確認された10件の輸出事業者に対し、日本産いちごの輸入検査申請受理の一時停止(1ヶ月又は3ヶ月)の措置が実施されました。

・台湾向けかんきつについて、昨年から日本産かんきつ(きんかん、うんしゅうみかん等)に係る残留農薬基準値超過が頻発しており、衛生福利部食品薬物管理署は日本産きんかん等「その他生鮮かんきつ類果実」の輸入検査において2025年2月4日から5月21日まで、全ロット検査、2025年6月29日まで抜き取り検査の強化を行う旨を発表しています。また、今シーズン、延べ4件の輸出事業者に対し、日本産かんきつ(きんかん、うんしゅうみかん等)の輸入検査申請受理の一時停止(1ヶ月又は3ヶ月)の措置が実施されました。

・台湾向けメロンについて、2025年6月1日から10月31日まで、抜き取り検査の強化を行う旨を発表しています。

【台湾衛生福利部 HP】

<https://www.fda.gov.tw/TC/siteContent.aspx?sid=2409>

台湾をはじめとする輸出先国・地域への青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくため、輸出に取り組む事業者の皆様におかれては、台湾の残留農薬基準の確認・順守をお願いいたします。

【農林水産省 HP：諸外国における残留農薬基準値に関する情報】

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

【農林水産省 HP：「青果物の輸出に係る残留農薬基準遵守強化運動」の実施について】

https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/f_yusyutu/zanryunouyaku.html

・台湾に輸出された乳幼児向け菓子について、本年1月から4月までに16件の重金属基準違反が衛生福利部食品薬物管理署より公表されています。

○香港(日本産食品の違反件数は2件、2025年4月)

・違反理由は、放射性物質検査証明の添付漏れ2件(栃木県産もやし及び千葉県産みつば)。

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20250410_11571.html

《注意》

・香港は原発事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制を措置しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-61.pdf

・輸入停止品の輸出や必要な書類の不備により、香港税関において輸入不可とされた事案が発生しておりますので、各輸出業者におかれては、香港側の輸入業者と十分に連絡をとり、適切に対応するようにしてください。

○韓国（日本産食品の違反件数は1件、2025年4月）

・食品医薬品安全処から公表された違反は1件。違反理由は、残留農薬基準の超過（抹茶加工品）。

○米国（日本産食品の違反件数は16件、2025年4月）

・違反理由は、安全でない着色料の含有2件（しょうが及び菓子）、不適切表示4件（しょうが、大根、菓子及びスープ）、着色料使用の不表示7件（しょうが及び菓子）、製造業者として未登録等1件（コーヒー）、食品として不適格1件（菓子）、製造工程の未届け1件（菓子）。

○EU（日本産食品の違反件数は1件、2025年4月）

・違反理由は、サプリメント1件（二酸化チタンの含有）。

○豪州（日本産食品の違反件数は1件、2025年3月）

・違反理由は、ワカメ1件（ヨウ素の基準値超過）。

○タイ（日本産食品の違反件数は0件、2025年4月）

・違反なし。

《以上》

本レポートは、参照用として、輸出先当局の公表情報を仮訳し取りまとめたものであるため、最終的な内容の確認はその原文において行われるようお願いいたします。また、本仮訳が原文と相違する場合は、全て原文が優先します。

【参考：農水省 HP】

・輸出先当局による水際検査結果(輸出先当局の HP へのリンク)

https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/mizugiwa_kekka.html

・諸外国・地域への輸出に関する手続き・制度に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_process/index.html

・植物検疫：輸出に関する情報

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#yusyutu>

・動物検疫：日本から輸出される食肉等の受入れ状況一覧

https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/export_meat_list.html

※家きん肉や食用殻付き卵等については、日本国内における高病原性鳥インフルエンザ発生のため一部輸出できない国・地域があります。詳細は動物検疫所の HP を御確認ください。

https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin_teishi.html

【お問合せ先】-----

以下の農水省 HP を御参照ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/



【募集<明日締め切り!!>】「2025 年度 ジェトロ食品輸出商談会 at アグリフード EXPO/ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」について<締切：6月4日（水）23：59>



ジェトロは、日本産食品の輸入に高い関心を持つバイヤーを海外から招き、「第 18 回アグリフード EXPO 東京」、「第 27 回ジャパンインターナショナルシーフードショー」の会期に合わせ、食品輸出商談会を東京ビッグサイトで開催します。

日本の農水産物、食品の輸出に取り組みたい事業者様におかれましては、この機会に奮ってご参加ください。世界 15 カ国から 16 社のバイヤー（予定）が東京に集まる貴重な機会ですので、新たな海外取引先を開拓したいという意欲のある方のご参加をお待ちしております。

【概要】

- 会期：2025 年 8 月 20 日（水）、21 日（木）
- 会場：東京ビッグサイト ※アグリフード会場内にジェトロ商談会場を設置予定
- 対象品目：日本産農水産物、食品全般
- 参加費：無料
- 参加バイヤー：世界 15 カ国 16 社（予定）のバイヤーを招へい予定。
- プログラム詳細・お申込み：

<https://www.jetro.go.jp/events/afb/be468416ec966eb6.html>

■申込締切日：

(STEP1) イベント申込：2025 年 6 月 4 日（水）23:59

(STEP2) 商品情報登録：2025 年 6 月 9 日（月）23:59

※Step1、2 のすべてを期日までにご登録いただき、お申し込み完了となります。

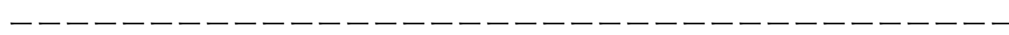
【お問合せ先】-----

ジェトロ農林水産食品部 事業推進課
商談会運営事務局（担当：寺田、藤川）

Tel：03-3582-8356

E-mail：afb_shoudankai★jetro.go.jp

（お問い合わせの際は「★」を「@」に変更ください。）



【募集】 ジェトロ食品輸出商談会 in 東北について<締切：6月16日（月）>



ジェトロは、海外の有力バイヤー7社（マレーシア、インド、英国、フランス、スペイン、メキシコ、アラブ首長国連邦）を仙台へ招へいし、東北地方6県（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）の事業者などを対象にした商談会を開催します。日本産食品の輸出に取り組みたい、新たな海外取引先を開拓したいという意欲のある事業者皆様の申込をお待ちしております。

【募集チラシ】

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Events/sen/0522Flyer_rev.pdf

【概要】

■日時：2025年8月19日（火）9時00分～17時00分（予定）

■場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口（宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15）

■対象者：農林水産・食品の輸出に意欲のある東北地方（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）等の事業者（100社・団体程度）

■参加バイヤー国・地域：

マレーシア、インド、英国、フランス、スペイン、メキシコ、アラブ首長国連邦

■バイヤーの関心品目：魚介類、水産加工品、菓子類、調味料・食用油・ドレッシング・スパイス、米・麺類、缶詰、野菜・フルーツなど

※参加バイヤー情報

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Events/sen/buyer_profile.pdf

■実施形式：事前マッチング形式による対面（リアル）での商談会

※バイヤーが着席するブースを訪問いただきます。

※申し込んでも審査結果によってはご希望に添えない場合があります。

※バイヤーとの1回の商談時間は40分。日本語を話さないバイヤーの場合、ジェトロで商談の通訳は無料で手配します。

■費用：無料

※交通費・宿泊費、商談に使用するサンプルの準備、商談に使用する資料など、本商談会への参加にあたって発生する諸費用は、各事業者負担となります。

■プログラム詳細・申込：

<https://www.jetro.go.jp/events/sen/89070991866c66f4.html>

※参加条件などをご確認のうえ、申込をお願いいたします。

■申込締切：

STEP1：申込フォームからの商談会申込（期限：6月16日）

STEP2：商品情報登録・更新（期限：6月19日）

※【Step1】および【Step2】ともに登録完了した時点で、申込は完了となります。

【お問い合わせ先】 -----

ジェトロ仙台（担当：石橋、山下）

Tel：022-223-7484

【お問合せ先】-----

農林水産物・加工食品輸出オンライン人材セミナー運営事務局

農林水産省からの委託事業者：有限責任監査法人トーマツ 中村、當麻、林

E-mail：gfp_seminar★tohmatu.co.jp

(お問い合わせの際は「★」を「@」に変更ください。)



【募集】山形県内に事業所を有する企業・団体・個人が対象 台湾食品ビジネスセミナー（日台パートナーシップ強化セミナーin 山形）について<締切：6月23日（月）>



ジェトロ山形は、(公財)日本台湾交流協会と日台パートナーシップ強化セミナーを開催します。本セミナーでは、県内企業の皆様のご関心の高い台湾について、現地の講師より、台湾食品・酒類市場の最新動向をご紹介し、台湾への海外展開を目指す、もしくは販路拡大を目指す方にとって参考となる情報を提供します。

【概要】

■日時：2025年6月24日（火曜）14時00分～16時00分

■場所：山形県生涯学習センター遊学館（山形市緑町 1-2-36） 第3研修室またはオンライン（Zoom）

■参加費：無料

■定員：会場参加者：30名、オンライン：100名（先着順）

●詳細及びお申込み先は下記URLよりご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/events/yat/2294bc636f069235.html>



【募集】輸出に取り組む優良事業者表彰の募集について<締切：7月31日（木）>



本表彰事業では、農林水産物・食品の輸出の発展に向けて、顕著な実績を挙げている事業者様を表彰し、その取組内容を広く周知することで新たに輸出にチャレンジする方々への一助となることを目的としております。自薦・他薦を問いませんので、是非ご応募ください。

【パンフレット】

https://www.ofsi.or.jp/file/kaigai/y_r7pr.pdf

【概要】

■募集対象：日本の農林水産物・食品の輸出に係わる業務に携わる団体（企業、法人、任意団体等）又は個人

■応募期間：6月1日(日)～7月31日(木)

●詳細及び応募は下記 URL をご確認ください。

<https://www.ofsi.or.jp/kaigai/>



【ご案内】農林水産物・食品の海外模倣品流通・商標冒認出願の無料相談について



農林水産省から委託を受けた実施・運営事業者が、農林水産物・食品の海外での商標登録や模倣品流通、ライセンスの活用などについて、個別相談を実施します。

【概要】

■募集期間：2025年6月～9月末日まで

●詳細及び案内チラシは以下 URL をご確認ください。

<https://www.ip-fw.com/4401930>



【情報共有】ジェトロ輸出プロモーター事業の事例集(農林水産物・食品分野)の公開について



ジェトロは、食品の海外展開に役立つ戦略・販路開拓の実例を掲載した事例集を5月27日に公開しましたので、ぜひご覧ください。直近の輸出プロモーター支援事業者のうち、特に成果が顕著だった8品目21社の取り組みを紹介しています。

※詳細は以下 URL をご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2025/77823f81aacb4903.html>

GFPへ参加しませんか

GFPとは…

Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクトです。

○GFPに登録すると6つのサービスを利用できます。

輸出診断・訪問診断、会員向けコンテンツ、商品リクエスト、グローバル産地づくり推進事業、交流会・セミナーの開催、情報発信

HP：<http://www.gfp1.maff.go.jp/>

GFP_Facebook：<https://www.facebook.com/maff.gfp/>



農林水産物等輸出相談窓口・問合せ先



東北農政局では、東北地域の農林漁業者等からの農林水産物等の輸出に関する相談を受け付けております。

相談窓口：東北農政局経営・事業支援部輸出促進課

住 所：仙台市青葉区本町3丁目3番1号（仙台合同庁舎A棟）

電 話：022-221-6402

H P：<https://www.maff.go.jp/tohoku/index.html>

<農産物・食品等の輸出関連情報>

<https://www.maff.go.jp/tohoku/kihon/yusyutu/index.html>

<農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口>

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/

☆メールマガジンの配信停止や、メールアドレスなどの会員情報の変更、パスワードの再発行は下記サイトで手続きをお願いいたします。

<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

☆東北農政局や農林水産省では、このほかにもメールマガジンを発行しております。配信を御希望される方は、御登録をお願いします。

<https://mailmag.maff.go.jp/m/entry>

